

平成30年度 第3回 開成町協働推進会議 次第

【日時】平成30年8月28日（火）13：30～

【場所】開成町民センター2階 中会議室A

1 委員長あいさつ

2 議題

- (1) 町民活動サポートセンター設置（仮）にかかるワークショップ
開催結果について

……資料1

- (2) 町民活動サポートセンター設置（仮）にかかる体制について

……資料2

- (3) 開成町協働推進計画について

……資料3、4

3 その他

【配付資料】

資料1	町民活動サポートセンター設置（仮）にかかるワークショップ 開催結果
資料2	サポートセンター設置検討にかかる体制
資料3	自治会長及び町民公益活動団体アンケート集計結果について
資料4	開成町協働推進計画案
(参考)	半田市市民協働推進計画

開成町民活動サポートセンター（仮）設置検討にかかる

ワークショップ 開催結果

1. 日時

平成 30 年 7 月 21 日（土） 13:30～15:30

2. 場所

開成町民センター 3 階 大会議室

3. 参加者

19 名（別紙名簿のとおり）

4. サポートセンターについて

資料をもとに事務局から説明。

5. グループワーク

テーマ「広報大作戦」

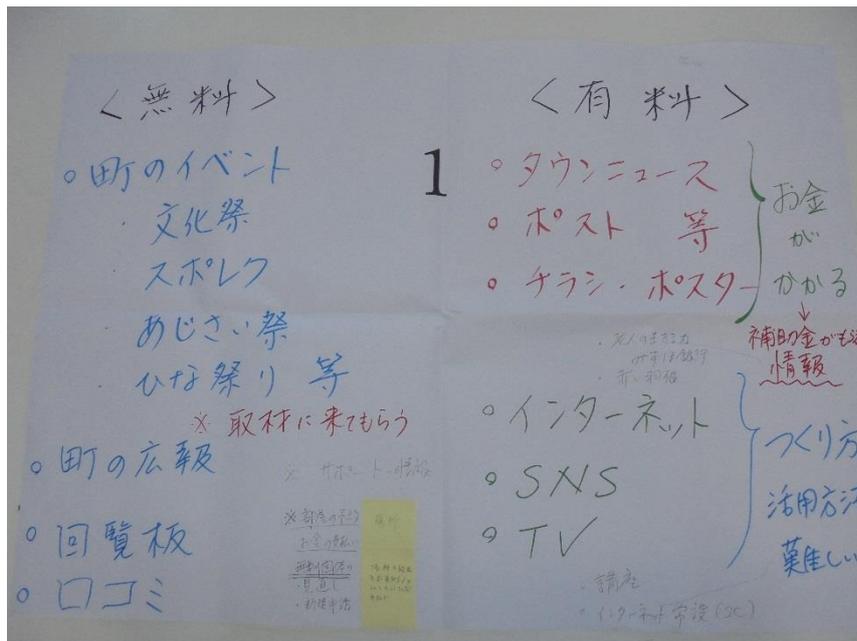
- ・「自分たちが実際に行った広報活動の成功例、失敗例」の共有をした。
- ・「自分たちが広報活動をするうえで困っていることとその対策」について班ごとにまとめ、発表を行った。
- ・参加者を 4 班に分け、グループワークを実施した。

【発表内容】

※人数調整のため 2 班のメンバーを他班へ振り分け、1 班、3 班、4 班、5 班とした。

1 班

- 無料の広報としては、町イベントでの広報や口コミがある。
- 有料の広報としては、タウン誌（タウンニュース、ポスト等）への有料広告の掲載やチラシ・ポスターの製作がある。
- 有料広告はコストがかかるという問題があるが、さまざまな補助金を活用することで費用を賄うことができる。
→補助金の情報を把握する必要がある。
- インターネットや SNS は、効果的だが、自分たちで活用することは難しい。ネット環境や活用講座を提供してほしい。
- サポートセンターには、活動サポート、情報提供、無料利用の取扱いを求める。利用予約のしやすさや、利用料金の支払いやすさなど、使いやすさへの配慮もほしい。



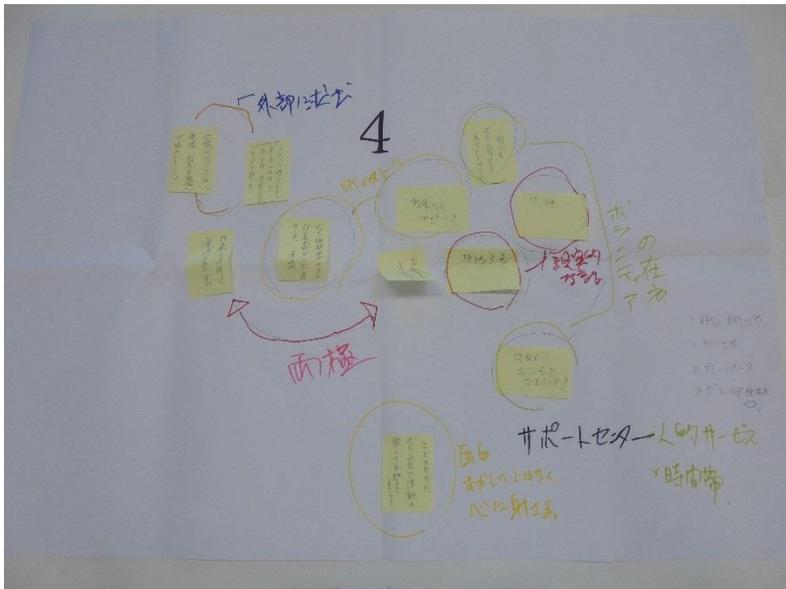
3班

- 困っていることは、参加者が増えない、関心をもってもらえない、目をひく広報のやり方がわからないこと。
- ネット活用の方法がわからない。
- 広報かいせいに取上げてもらう。
- 広報活動するためのアドバイスがほしい
- 対象者を誰にするのか。子どもがイベントに来れば、大人（保護者）もついてくるので、工夫が必要なのは。
- 映像やアニメなどを活用して、視覚的に情報を届ける。



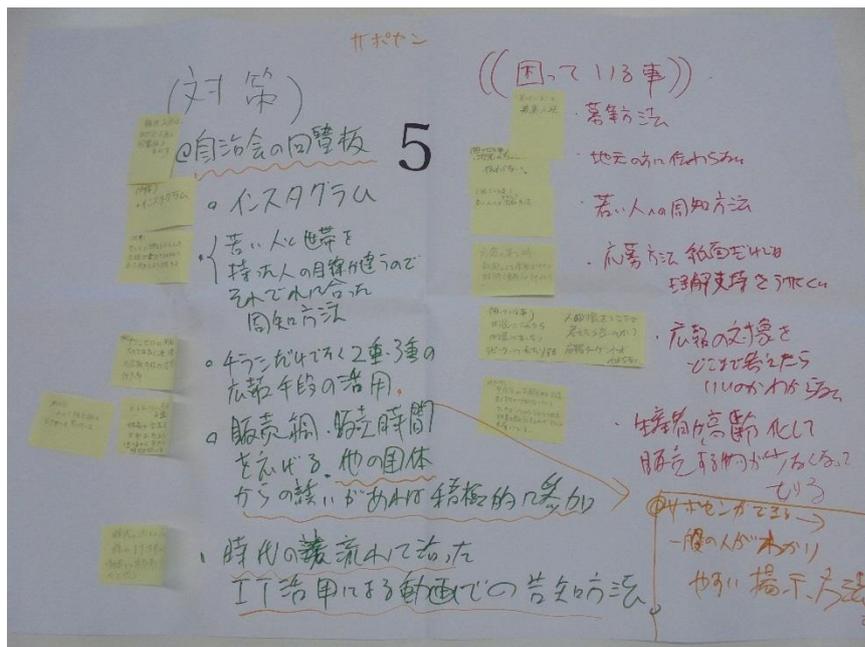
4班

- 学校等に協力してもらって、十分に広報できている団体とまだ十分ではない団体がいる。
- 町内向けと町外向けで広報の方法が異なる。
- IT 活用は、得意・不得意があるので難しい。
- イベント会場に駐車場がないことが、人集めを難しくしている面がある。
- サポートセンターは活動場所だけでなく、人的サポートも提供してほしい。
- 共働きが増える中で、働いている人が活動するために、サポートセンターの利用時間を拡大してほしい。
- 将来を担う若い世代、子どもたちへボランティア活動の紹介ができるとうい。



5班

- 若い世代への広報が難しい。
- 広報対象者をどう設定していくのが難しい。
- 販売商品自体が広報となることもあるので、農作物の生産者が減るのは困る。
- 自治会の回覧板、インスタグラムなどの SNS は、とても効果がある。
- 実際に活動に参加した人からの口コミもとても効果がある。
- これから町民になる可能性がある人、町外の人や子どもへ訴えかけるようなサポートセンターにしたい。
- サポートセンターは、活動していない人にも見える形で情報がとらえられるとうい。



その他意見

- 子ども向けの情報誌などをつくってみてはどうか。
→担当課と相談してみます。
- どの班も素晴らしい発表だった。一所懸命にチラシを配布したり、人から人への口コミが絆になっていると感じる。

【所感】

今回のワークショップは、「広報」についての検討を主としたものであったが、各班から共通して挙げた意見としては、次の3点があった。

- ① 効果的な広報をするためのアドバイスやサポートがほしい。
- ② IT を活用したい。
- ③ サポートセンターはハード面のサポートだけでなく、ソフト面のサポートも提供してほしい。

① イベント等の対象（町内と町外、大人と子ども等）によって効果的な広報ツールが異なることなどから、対象に合った広報をするための知識や協力を求めるもの。

② 特にメンバーが比較的高齢の団体は IT 活用に乗り出せないことから、インターネット環境の提供や SNS の利用方法を学ぶ講座を求めるもの。

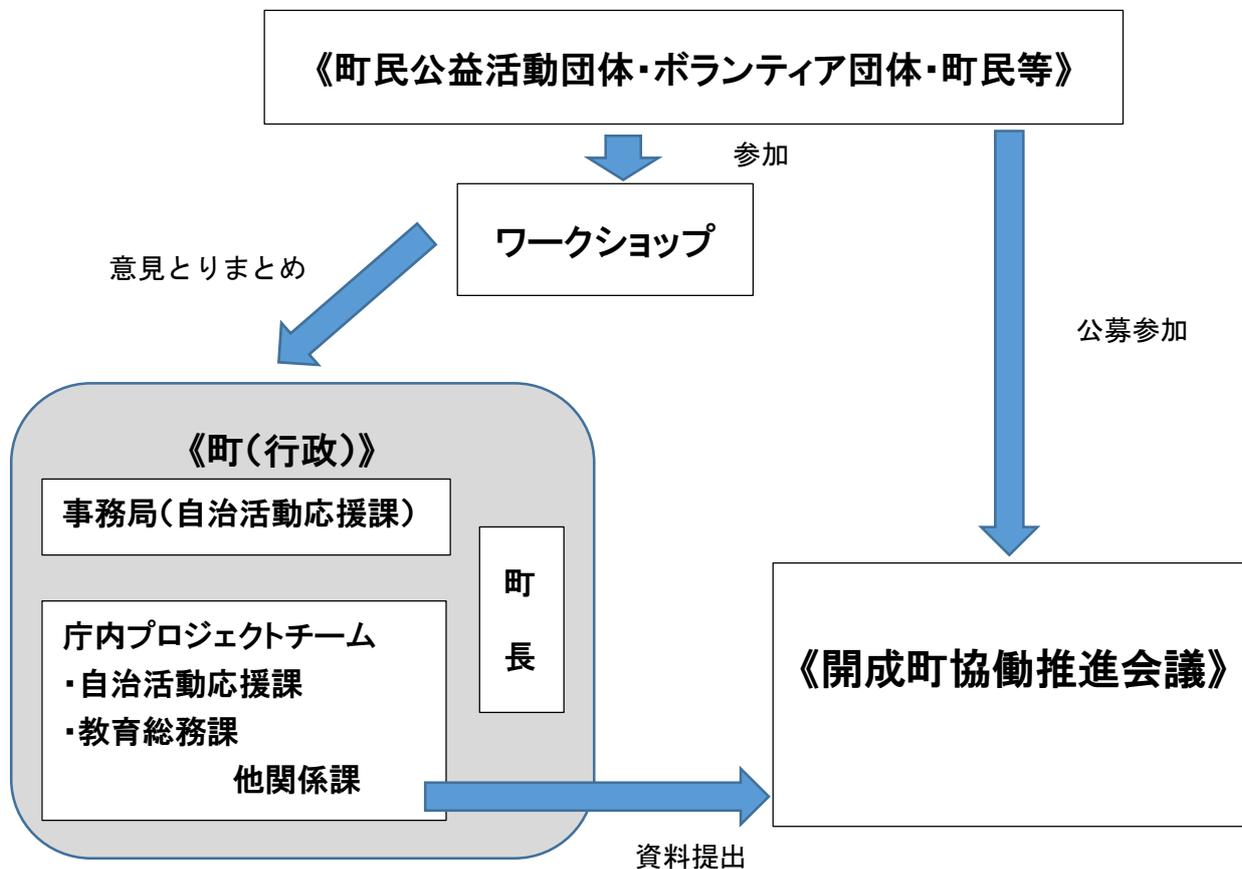
③ サポートセンターは、活動場所や機器の提供といったハード面のサポートだけではなく、情報発信等のソフト面のサポートもあわせて求めるもの。また、既存の団体が利用するだけでなく、新たな人材の発掘につながるような施設づくりを期待する声もあった。

サポートセンター設置検討にかかる体制

1 検討体制

町内を中心に活動している町民公益活動団体等が会議や作業をするための場所を提供することによって、活動を応援するため「開成町民活動サポートセンター」の設置について検討します。設置場所は、新庁舎建設に伴い空きスペースが生じる町民センター内を予定しています。

※1階保健センターは、一般貸出がないため保険健康課による別管理となります。



《開成町協働推進会議》

【構成】開成町協働推進会議条例により、協働推進に対し優れた識見を有する者6人以内の委員で組織します。

【役割】町長の諮問に応じ、開成町の協働の推進に関する重要事項を調査審議します。また、町長の求めに応じ、協働推進計画の推進状況について意見を述べるすることができます。

《ワークショップ》

【構成】町民公益活動団体、ボランティア団体、協働に関心が高い町民等によって構成します。

【役割】実際に協働に携わり、サポートセンターの利用者となる方の目線で必要な機能や役割、利用条件等について意見を出します。

《庁内プロジェクトチーム》

【構成】協働推進担当課である自治活動応援課と町民センター管理担当課である教育総務課により構成します。会議の際は、必要に応じて関係課から意見を聞きます。事務局は、自治活動応援課とします。

【役割】サポートセンターの設置・運営方法等について検討します。また、ワークショップで出された意見をとりまとめ、協働推進会議に提出します。

2 検討事項

サポートセンター設置にあたって、主に次のことについて検討します。

(1)サポートセンターの設置・運営方法について

	設置方法	運営方法
案1	町民センター2階、3階（図書室、郷土資料室を除く）をサポートセンターとして条例で位置づける。	一元管理 （協働推進担当課で管理）
案2	町民センター内にサポートセンターとしての機能を持たせたサポート室（コーナー）をつくる。サポートセンターとして条例上の位置づけはないが、町民センター関連条例等の改正は必要。	一元管理 （町民センター担当課で管理）
案3	現在の教育総務課及び子ども・子育て支援室、教育長室、福祉課の3部屋をサポートセンターとして条例で位置づける。	二元管理 （町民センター、協働推進それぞれの担当課で管理）

※示した案は一例であり、検討中のものです。

※**庁内プロジェクトチームによる検討**

(2)機能について

- 打ち合わせ、作業用スペース
- 情報収集・発信基地

- 用具の保管場所
- 学習の場（活動アドバイス、講習会等の案内）

※ワークショップにおいてニーズ調査→庁内プロジェクトチームによる検討

(3)施設・設備について

◆ワークショップで出された意見（平成 29 年 7 月開催）

- ① 情報の収集・発信をしたい。
- ② 個別に所持できないコピー機などを整備してほしい。
- ③ 活動に使う道具を収納する場所がほしい。

サポートセンターのレイアウトや設備について、ワークショップで出された意見をもとに検討する。

（平成 31 年度実施設計のため、平成 30 年度中に検討する。）

※ワークショップにおいてニーズ調査→庁内プロジェクトチームによる検討

(4)利用団体登録

- 利用できる団体の条件について
- 登録団体に対するサポートについて

※平成 30 年度から登録を開始できるように準備する。

（平成 29 年度で町民活動応援事業による資金サポートが終了するため、平成 30 年度～平成 31 年度は、広報活動等ソフト面を中心にサポートする）

※ワークショップにおいてニーズ調査→庁内プロジェクトチームによる検討

(5)利用料金

- 各設備の利用料金設定について

※サポートセンター利用登録団体以外の団体が町民センターを利用した場合の料金とのバランスを考慮する。

※庁内プロジェクトチームによる検討

【事務局案】

(1)サポートセンターの設置・運営方法について

	設置方法	運営方法
案 2	町民センター内にサポートセンターとしての機能を持たせたサポート室（コーナー）をつくる。サポートセンターとして条例上の位置づけはないが、町民センター関連条例等の改正は必要。	一元管理 （町民センター担当課で管理）

- ・町民センター担当課（町民センター管理人室）において、町民センターと同様に施設貸出を行う。
- ・利用団体の登録、広報等のソフトサポートは、協働推進担当課が行う。
- ・施設維持管理及び施設貸出にかかる費用については、町民センター担当課で予算計上する。コピー機など事務機にかかる費用は、協働担当課で予算計上する。

予算計上科目割り振り例

	協働推進担当課	町民センター担当課
歳入	・事務機器等使用料	・施設使用料※
歳出	・事務機器等使用料 ・事務機器等借上料	・賃金（町民センター管理人） ・消耗品（トイレトペーパー等） ・光熱水費 ・通信運搬費 ・家財保険料

※施設利用を有料とした場合。

（参考：にのみや町民活動サポートセンター）

(2)機能について

- 打ち合わせ、作業用スペース
→テーブル、作業台の設置
- 情報収集・発信基地
→マスコミ発信等のソフトサポート、Wi-Fi 設置、
掲示コーナー、レターケースを活用した情報提供
- 用具の保管場所
→ロッカーの設置
- 学習の場（活動アドバイス、講習会等の案内）

→県が開催する講座や講演会の情報提供、ボランティアを活用した講座開催

● 交流の場

→団体同士の情報交換会、交流会を開催

(3)施設・設備について

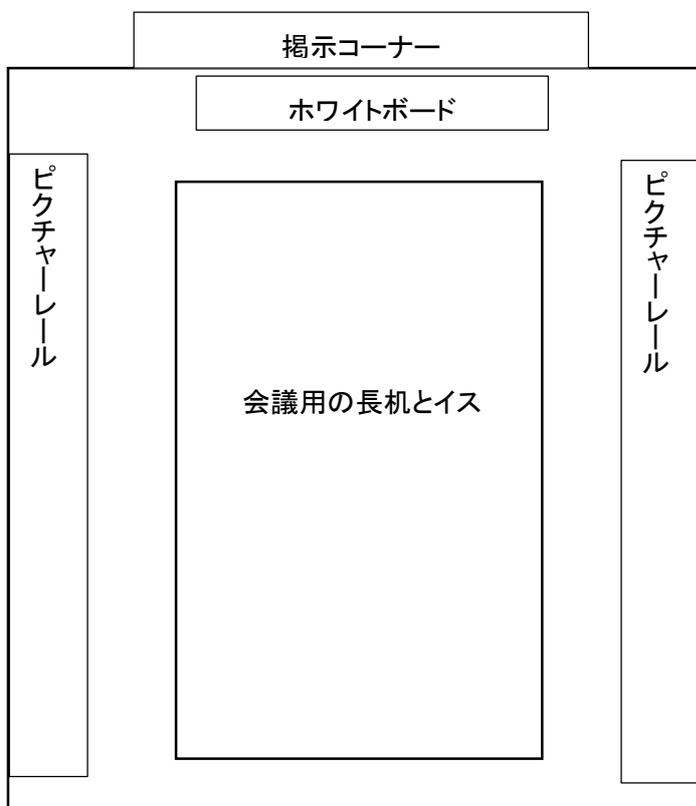
集会室A・B	小和室	事務機室	中会議室B	
				管理人室
中会議室A	【サポートセンター】会議室	【サポートセンター】オープンスペース		小会議室A

【事務機室】

- コピー機（料金：黒白1枚10円、カラー1枚50円）
- 印刷機（製版1回100円、紙は持参）
- 紙折り機（無料）
- 裁断機（無料）
- 強力パンチ（無料）
- 大型ホッチキス（無料、芯は持参）

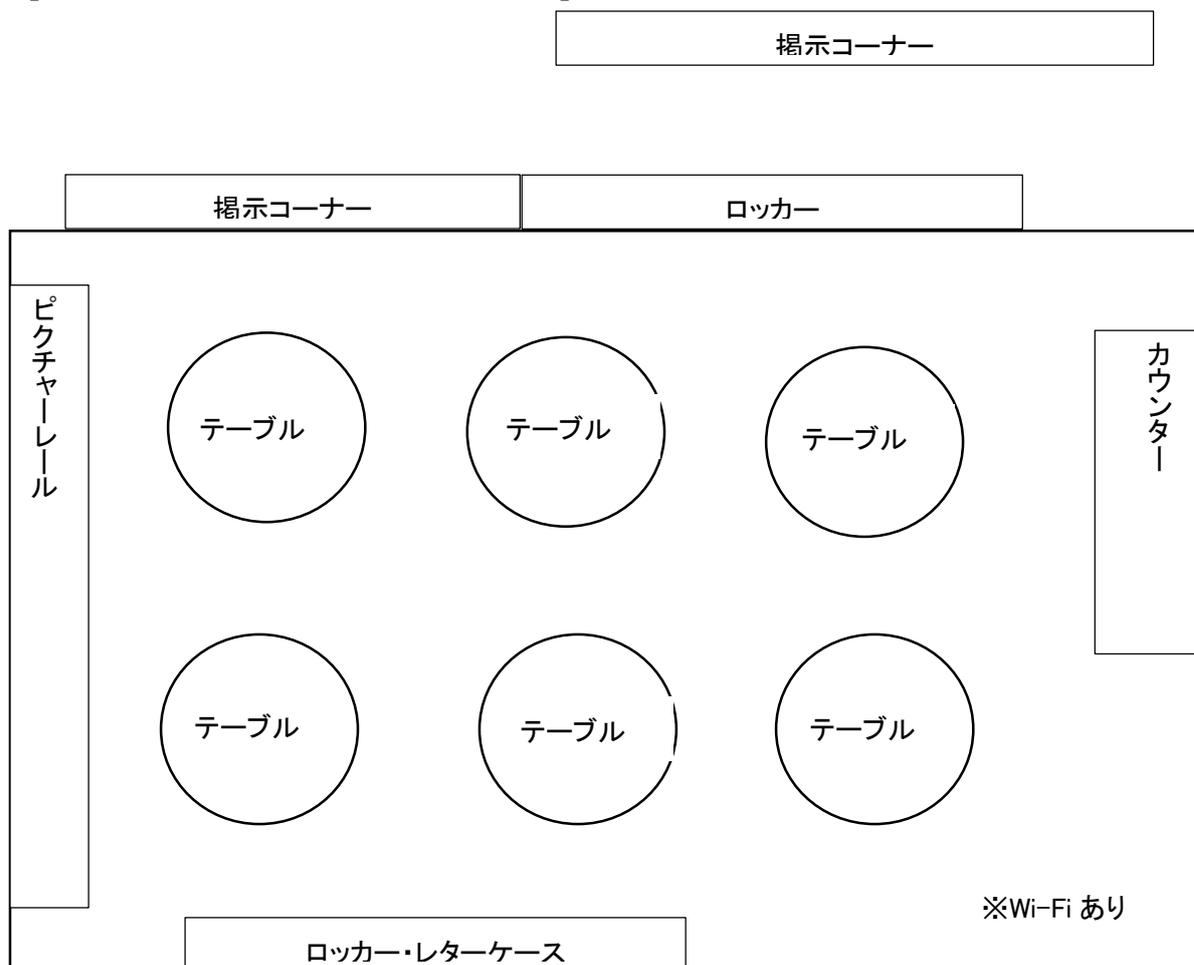
※事務機器については、町民センター利用団体と共用とする。

【サポートセンター会議室】 現・福祉課



- 会議室として利用できるように、長机とイスを配置する。
- 壁面には、ピクチャーレールを設置し、文化祭や各種イベントで会議室を解放した際に、作品や町民活動公益団体の情報を掲出できるようにする。
- 廊下壁面には、掲示コーナーを設置し、町民活動公益団体の情報を掲示できるようにする。
- 利用については予約制とし、サポートセンター利用登録団体は無料とする。

【サポートセンターオープンスペース】 現・子ども・子育て支援室、教育総務課、教育長室



- 廊下には、掲示コーナーを設置し、町民活動公益団体の情報を掲示できるようにする。
- 壁面には、ピクチャーレールを設置し、文化祭や各種イベントでオープンスペースを解放した際に、作品や町民活動公益団体の情報を掲出できるようにする。
- ロッカーを設置し、町民公益活動団体の物品を収納できるようにする。
(利用希望団体のみ、毎年申し込み、利用料 600 円/年)
- レターケースを設置し、町民公益活動団体内外の情報共有を図る。
(利用希望団体のみ、毎年申し込み、利用料 300 円/年)
- テーブルを設置し、複数の団体が町民公益活動団体が打ち合わせや作業を行えるようにする。
(要予約。1回につき2時間までの利用とするが、後ろに利用予約が入っていない場合は、継続利用可。無料)
- カウンターで町民センター及びサポートセンターの利用予約受付、利用料金

受領、鍵貸出、事務機利用受付（印刷機のみ）、事務機利用料金受領を行う。
（対応は、町民センター担当課）

- PCは設置せず、Wi-Fi環境のみ整える。

※PCについて

- ・ 主管課でパソコンを購入することは可能。ただし、ウイルスバスター設定等の維持管理も主管課が行う。
- ・ 庁内ネットワークシステム（KSC）と別に回線を確保する必要があるため、教育総務課が使用していた既存の回線は利用できない。
- ・ 団体が利用する場合、USB等を利用するため、安全性を確保できない。

（4）利用団体登録

開成町民活動サポートセンターを利用できるのは、次の条件をすべて満たす団体です。

- ・ 開成町を中心に多くの町民の利益となる活動を行い、今後も継続する見込みがある3人以上の町民（在学、在勤、在活動含む）で構成する、営利を目的としない団体であること。（法人格の有無は問いません）
- ・ 地域が抱える問題に対して、自発的・自主的に活動していること。
- ・ 不特定かつ多くの町民の利益となる活動をしていること。

※公益活動をする団体を支援することから、会員同士で楽しむ趣味のサークルや次のような団体を除きます。

- ・ 宗教または政治の普及を目的とした活動をする団体
- ・ 特定の公職者（公職の候補者を含む）又は政党の支持または反対を目的とした活動をする団体
- ・ 特定少数の個人又は団体の利益のために活動する団体

※「開成町民活動応援事業」応募要件を参考にしています。

(5)利用料金

- ・利用登録：無料
- ・【サポートセンター】 オープンスペース利用：無料（要予約）
- ・【サポートセンター】 会議室利用：無料（要予約）
- ・コピー機：黒白 10 円、カラー50 円
- ・印刷機：製版 1 回 100 円
- ・紙折り機（無料）
- ・裁断機（無料）
- ・強力パンチ（無料）
- ・大型ホッチキス（無料、芯は持参）
- ・Wi-Fi（無料）

★これから考えること

- 条例や規則の改正
- サポセンを運営しているうえでの労力と金の扱い
- ソフト面のサポート充実
- パソコンと機器系が正直よくわからない
- 利用団体の条件をどうとらえるか。町民3人も条件として厳しいのか。協働しやすさだと、人数要件ってどうなんだろう？

自治会長及び町民公益活動団体アンケート集計結果について

町内で活動している自治会や町民公益活動団体の意見を開成町協働推進計画に反映するため、アンケート調査を行いました。

1 回答率

【自治会】

送付：14 自治会

回答：14 自治会（回答率 100%）

【町民公益活動団体】

送付：42 団体

回答：18 団体（回答率 42.9%）

2 回答

問1 開成町が「多様な担い手との協働によるまちづくり」を推進していることを知っていますか。		
	自治会	町民公益活動団体
よく知っている	4	11
聞いたことがある	10	5
知らない	0	2

全体の 93.8%が、開成町が「多様な担い手との協働によるまちづくり」を推進していることを「よく知っている」、「聞いたことがある」と回答した。特に、町民公益活動団体は、18 団体中 11 団体が「よく知っている」と回答しており、意識を持って活動している様子がうかがえる。

問2 開成町は、協働によるまちづくりが進んでいると思いますか。		
	自治会	町民公益活動団体
かなり進んでいると思う	0	2
進んでいると思う	2	5
どちらともいえない	10	9
あまり進んでいないと思う	2	2
進んでいないと思う	0	0

「かなり進んでいる」「進んでいる」と回答した団体は、全体の 28%程度となり、協働について認知しているものの、進んでいるという実感を持ってない状況が浮き彫りとなった。

問3 協働によるまちづくりを進めるために、町に期待することは何ですか。

多かった意見としては、次の4点があった。

- 他団体と交流する場を提供してほしい。
- 団体や活動の紹介など、広報支援をしてほしい。
- 高齢化対策を考えてほしい。
- 町職員は、協働についての意識を持ってほしい。

問4 自治会活動、町民公益活動をするメリットは何だと思いますか。

多かった意見としては、次の3点があった。

- 地域の交流がうまれる。
- 地域の問題を解決できる。
- 地域の意見をまちづくりに反映できる。

地域の交流や絆づくりを重視する意見が寄せられた。活動にいきがいを見出すなど、意欲を持って活動に取り組んでいる。

問5 あなたの自治会、町民公益活動団体で課題になっていることは何ですか。

多かった意見としては、次の2点があった。

- 役員の負担が多く、なり手がいない。
- 会員の高齢化と新規会員がいないこと。

多くの団体で、人材についての課題を抱えている。また、自治会については、転入世帯が自治会に加入しないことも悩みとなっている。

問6 町と協働する上で期待することは何ですか。

多かった意見としては、次の4点があった。

- 他団体と交流する場を提供してほしい。
- 団体や活動の紹介など、広報支援をしてほしい。
- コーディネーターを設置して、相談に乗ってほしい。
- 要望を伝えやすくしてほしい。

自治会、町民公益活動団体いずれも、自分たちの力だけでは難しい交流の場や広報活動、相談窓口を望んでいる。

開成町協働推進計画案

目次

- 第 1 章 計画策定にあたって
 - 1 計画の趣旨
 - 2 計画期間
 - 3 これまでの開成町における協働の取り組み
 - 4 開成町における協働の現状と課題

- 第 2 章 協働のまちづくりを推進するために
 - 1 基本的な考え方
 - 2 施策体系
 - (1) 協働意識の醸成
 - (2) 自治会の活動支援
 - (3) 町民公益活動団体の活動支援
 - (4) 町民活動サポートセンターの設置・運営
 - (5) 情報共有の推進
 - (6) 協働の仕組みづくり
 - (7) 町民と町民の協働の推進
 - (8) 協働推進体制の整備と検証体制の確立

- 第 3 章 進行管理と評価
 - 1 協働推進会議の運営
 - 2 計画の進行管理
 - 3 施策、事業の評価と改善
 - 4 計画の評価
 - (1) 数値目標による評価
 - (2) 施策達成による評価
 - (3) 目標達成による評価

※最後に、策定経過を掲載します。

第1章

計画策定にあたって

1 計画の趣旨

開成町では、平成20年3月11日に、共助・協働・地域の自治活動の3つの原則を大切にしたまちづくりを推進することを特徴として、「あじさいのまち開成自治基本条例」を制定しました。この条例では、基本理念を「町民による自治活動を基本に、町民同士の共助を大切にした町民主体の自治を推進する」とし、町民、議会、町の責務及び役割として、「お互いの自主性を尊重しながら協働して住みよい町の維持、発展に努めるものとする」としています。

また、第五次開成町総合計画基本構想においては、基本姿勢を政策に展開するための具体的な方向性として4つの視点を定め、その一つに「町民が主体のいきいきとしたまち」を掲げています。

このように「あじさいのまち開成自治基本条例」及び「第五次開成町総合計画」に基づき、協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に取り組むとともに、町民が主役のまちづくりを今まで以上に推進し、「開成町の自治は町民のためのものである」という条例の基本理念と町の将来都市像を確実に実現することを目的として、開成町協働推進計画が、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画期間として策定されました。

5年間の計画期間で、町民、自治会、町民公益活動団体等、事業者、教育機関、町が試行錯誤を繰り返しながら取り組みを続けてきた結果、開成町における協働事業は、少しずつではありますが、着実に浸透してきました。

しかしながら、一方で、「協働事業に対する評価が行政からの一方的なものとなっており、協働相手との相互評価になっていない」、「町職員、協働相手ともに協働に対する意識の醸成が不足している」、「町民公益活動団体による事業等の協働に関する情報発信が不十分であり、協働に取り組みたい、参加したいと考えている町民の発掘や団体活動のPRにつなげていない」といった課題が浮かび上がりました。

今回、これまでの進捗状況や課題を踏まえた見直しを行い、6年間期間を延長して計画改定しました。

2 計画期間

本計画の期間は、「第五次開成町総合計画後期基本計画」と整合性を図るため、平成31年度（2019年度）から平成36年度（2023年度）までの6年間とします。

開成町協働推進計画数値目標

	基本成果指標	平成30年度 実績値	平成36年度（2023年度） 目標値
1	開成町が「協働のまちづくり」を目指していることを知っている町民の割合	46.5%	<u>50%</u>
2	開成町が「協働のまちづくり」が進んでいるまちだと感じる町民の割合	21.7%	<u>25%</u>
3	地域活動やボランティア活動に参加した経験（参加する意向）がある町民の割合	74.5%	<u>80%</u>
4	町民活動サポートセンター登録団体数		

※1～3の数値は、平成30年5月に実施した町民意識調査を参考にしています。

3 これまでの開成町における協働の取り組み

開成町における主な協働の取り組みは次のとおりです。

分野	具体的な取り組み
コミュニティ	まちづくり町民集会（平成 18 年度～）
	地域リーダー育成研修会（平成 25 年度～）
	自治会加入促進
	町民活動応援事業（平成 24 年度～平成 29 年度）
教育	学校地域安全推進事業（平成 8 年度～）
	人材バンク制度（平成 8 年度～）
	コミュニティスクール（平成 22 年度～）
	小・中学生の地域活動への参加促進
	土曜学校推進事業（平成 28 年度～）
健康・福祉	いきいき健康体操の普及（平成 18 年度～）
	母子保健推進員活動（平成 6 年度～）
	食生活改善推進員活動（昭和 39 年度～）
	健康普及員活動（昭和 54 年度～）
	ファミリー・サポート・センター事業（平成 26 年度～）
	高齢者等地域見守り（平成 25 年度～）
防災・安全	災害時応援協定（平成 24 年度～）
	防災訓練（昭和 55 年度～）
	防災リーダー育成（平成 23 年度～）
	開成町消防組織強化推進連絡協議会（平成 30 年度～）
	災害時要援護者登録制度（平成 18 年度～）
	かいせい防犯まちづくり事業（平成 18 年度～）
環境	かいせいクリーンデー（平成 3 年度～）
	ホタルの里づくり推進事業
街づくり	公園ボランティア（平成 24 年度～）
	緑地管理のボランティア（平成 28 年度～）
産業・文化	あじさい剪定ボランティア（平成 8 年度～）
	あじさい里親制度（平成 20 年度～）
	開成町あじさいまつり・阿波おどり（昭和 63 年度～）
	瀬戸屋敷ひなまつり（平成 20 年度～）
町政	あじさいのまち開成自治基本条例施行（平成 20 年度～）
	開成町協働推進計画策定（平成 25 年度～）
	SNS による情報発信（平成 25 年度～）
	かいせい男女共同参画推進ボランティア（平成 14 年度～）
	協働意識向上のための研修（平成 17 年度～）

○主な取り組み



●まちづくり町民集会

町の施策を町民に伝え、町政に対する理解を深めるために、町長と町民が直接対話する「まちづくり町民集会」を開催しています。



●地域リーダー育成研修

自治会の人材育成を支援し、地域活動の活性化を促進するため、自治会の役員の方や、地域のきずなづくりを実践したい方などを対象として、地域活動への参加促進の仕組みづくりや、地域課題の発見と解決の手法を学ぶ、「地域リーダー育成研修会」を開催しています。



●町民活動応援事業

町民が自主的・自発的に企画、立案、実施する公益的な事業に対して、町が資金的な援助をする制度です。平成24年度～平成29年度の6年間で、延べ50団体に対して助成しました。



●ファミリー・サポートセンター事業

育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員登録を行い、会員間で子どもの預かり等の相互援助活動を実施しています。



●土曜学校推進事業

教育委員会が主体となって、学校での教育課程以外の時間に、子どもたちが教育活動や体験活動ができるよう、土曜学校を実施しています。



●いきいき健康体操の普及

いきいき健康体操指導員を中心に、地域でかいせいきいき健康体操をはじめ、運動の普及活動を壮年期から高齢者を中心に展開しています。



●交通安全運動の推進

学校、自治会、交通指導隊、町、警察など関係機関が連携、協力して1日、15日の交通安全日及び交通安全重点日に朝の街頭指導をしています。また、交通指導隊、警察、学校、町が連携し、小学校4年生に自転車運転免許講習、夏には自転車の安全乗り方教室を実施しています。



●かいせいクリーンデー

町民、自治会、企業等が連携し、環境美化活動を通して、環境美化意識の向上を図るため、かいせいクリーンデーを夏（7月）と春（3月）に年2回実施しています。



●あじさい剪定ボランティア

町民等のボランティアが、あじさいまつり期間終了後、あじさいの花の剪定を行っています。

4 開成町における協働の現状と課題

主体	役割分担
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの主体 まちづくりの主体として、町政及び地域の自治活動に参加することが求められます。 ○自治会や町民公益活動団体への参画 自治会をはじめとする、町民公益活動への自主的な参画が求められます。 ○地域の課題を解決 各地域における様々な課題の解決に向けて、継続的な取り組みの当事者としての役割が求められます。
	現状
	<ul style="list-style-type: none"> ○協働に対する理解が不足し、町への依存意識も強い。 ○自発的に取り組む人よりも、「やらされている」という意識の人の方がまだまだ多い。 ○まちづくりへの参加意識はあるが、具体的な行動につながっていない。
	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○協働の意識を押し付けるのではなく、それぞれの生き方を通じて地域に関わる社会を目指すため、町民に対して的確に情報を伝え、活動に参加するきっかけづくりや環境、仕組みを構築する必要があります。 	
主体	役割分担
自治会	<ul style="list-style-type: none"> ○町民同士の親睦と絆づくり 行事やイベント等への参加を通じて、町民同士が親睦を深め、いざというときに助け合えるような絆を育むことが求められます。 ○地域の課題を解決 各地域には、子育て、地域福祉、防災、防犯、交通安全、環境保全等、いろいろな課題があります。このような課題は、近くに住む町民同士で力を合わせなければ解決できないものであり、地域で考え、話し合っ、解決に向けて活動することが求められます。 ○地域意見の町政反映 自治会の代表である自治会長や役員は、町民からの多種多様な意見を取りまとめ、町に要望・提案をすることや、審議会や各種委員会の委員となって意見を述べることを求められます。
	現状
	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会への加入率が低下傾向にある。(平成 29 年度 80.2%) ○特にアパートやマンション入居者の自治会加入率が低い。 ○町からの依頼事項が多く、自治会の負担になっている。 ○高齢化や人材の固定化等により、自治会活動に支障が出てきている。

	課題
	<p>アパートなどの入居者を含め自治会加入方法を見直し、また、人材の固定化の解消、これまで自治会活動に参加のなかった方の参加を促すとともに、町からの依頼事項における自治会の負担軽減にも努める必要があります。</p>
主体	役割分担
町民公益活動団体等	<p>○町民サービスの担い手 団体の特性を生かし、町では取り組みが難しい多様化した町民ニーズに対応した、幅広いサービスを担うことが求められます。</p> <p>○専門的知識や情報等の提供 団体の専門的知識やノウハウ、情報等を、町や他の団体に提供し、まちづくりの様々な機会において、有効に活用されることが期待されます。</p>
	現状
	<p>○それぞれの活動が町民にあまり知られていない。 ○活動の基盤が弱い。(財源、人材、拠点等) ○他団体などとの連携・協力がうまく図れていない。 ○町行事に参加する団体の固定化。</p>
	課題
	<p>町民公益活動団体は、特定のテーマを持ちながら自発的、自主的に活動していることから、個別的で多様なサービスの提供や、新たな課題に対して創造的で先駆的な取り組みが期待されます。 このため、町がそれぞれの特性を生かし、協力して取り組んでいく必要があります。また、活動情報の提供が必要になります。</p>
主体	役割分担
事業者	<p>○まちづくり活動への参加、支援 地域のイベントや清掃活動等に、企業として、あるいは従業員が地域の一員として参加することが求められます。また、人的・財政的な支援や、情報・技術の提供を行うことが求められます。</p> <p>○企業の果たす社会的責任（CSR） ボランティア活動支援などの社会貢献や、地域社会への参画による地域貢献などが求められます。</p>
	現状
	<p>○利益にならない社会的貢献活動などへの参画意識や理解協力が差がある。 ○個別対応が多く、他団体などとの連携・協力がうまく図れていない。</p>
	課題
	事業者の中には、協働に対する意識に差があることから、協働を推進してい

	くためのPRをする必要があります。また、積極的に協働推進に取り組んでいる事業者との連携を図る仕組みづくりが必要となります。
主体	役割分担
教育機関	○地域社会への貢献 自治会や町民公益活動団体等との協力により実践教育を作り出し、その学習目標を共有することから、それぞれの強みを生かした相乗効果を生み出し、地域社会の活性化や次世代の人材育成等の地域貢献が期待されます。
	現状
	○教育機関や町民の時間確保が難しい。 ○教育機関を支えてくれる町民とのマッチングが難しくなっている。 ○教育機関と町民との連携が不足している。
	課題
	教育機関と町民が協力し、体制づくりを進めていくことが必要です。また、教員や町民が、子どもたちと向き合う時間を増やし、さらに地域住民などの学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る必要があります。
主体	役割分担
町	○情報の公開 協働の機会を見出し、まちづくりに関する情報の積極的な提供が求められます。
	○町民公益活動団体等との連携 町民公益活動団体等との協働による地域課題の解決のため、事業の推進が求められます。
	○各種団体への活動支援 研修などにより協働に対する意識の高揚を図るとともに、自治会その他のコミュニティ活動を促進するために必要な支援が求められます。
	現状
	○職員の協働に対する意識が低く、町全体での取り組み体制ができていない。 ○協働を推進するための情報提供や情報発信が不足している。
課題	
研修などにより、職員の協働に対する意識の高揚を図るとともに、職員一人ひとりが地域活動への参加を通して、協働の機会を見出し、その情報を発信していく必要があります。また、町民と町等との個々の協働の取り組みの基盤となる仕組みや制度を充実していくことが必要です。	

第2章 協働のまちづくりを推進するために

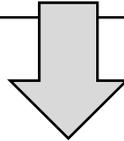
1 基本的な考え方

(1) 目的及び目標

この計画によって達成したいまちのあるべき姿は、下図のとおりです。

目的（この計画が目指すこと）

協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に取り組むとともに、町民が主役のまちづくりを今まで以上に推進し、「開成町の自治は町民のためのものである」という条例の基本理念と町の将来都市像を確実に実現すること。



目標（何がどうなれば目的が達成できるのか）

- 協働のまちづくりの担い手が増えること。
- 様々な主体同士が相互の信頼関係の下に、協力して地域課題の解決に取り組む「協働」が効果的に行われること。
- 協働に対する理解が深まること。

2 施策体系

開成町における協働の取り組みや、現状と課題を踏まえ、目標を達成し、協働のまちづくりを町民のみなさんと一緒に進めていくために、町が取り組んでいくべき施策の方向性を示し、さらなる協働推進の強化を図ります。

《施策体系》

推進方針	基本施策	具体的施策
1 協働意識の醸成	意識の啓発 職員の意識改革	・各種啓発イベント等の開催 ・職員研修の実施
2 自治会の活動支援	自治会の組織力強化 意識の啓発 地域リーダー等の育成 防災・減災力強化の支援	・自治会活動のPR ・広報活動の強化 ・地域リーダー養成講座等の実施 ・地域防災訓練等の支援
3 町民公益活動団体の活動支援	支援講座の開催 情報提供による支援 活動のPR支援	・効果的支援講座の開催 ・補助金や講座に関する情報の提供 ・各種啓発イベント等の開催 ・情報発信の支援
4 町民活動サポートセンターの設置・運営	活動拠点支援 活動のPR支援 情報収集支援 活動団体間の交流の促進 公益的活動の支援	・活動場所、設備の提供 ・各種啓発イベント等の開催 ・情報発信の支援 ・補助金や講座に関する情報の提供 ・情報交換会等の開催 ・各団体間の連携支援
5 情報共有の推進	広報広聴活動及び情報提供の推進 広聴活動の充実	・様々な広報媒体の活用 ・意識調査、まちづくり町民集会等の実施
6 協働の仕組みづくり	協働事業の提案 協働事業の実践事例の共有 計画づくりへの参画	・積極的な協働事業提案 ・協働事業の実践事例の共有 ・計画策定過程への町民参画の促進 ・計画進行管理への町民参画の促進
7 町民と町民の協働の推進	情報コーナーの充実 交流、情報交換の場の提供	・活動情報の閲覧体制の整備 ・多様な主体間の交流の場の提供
8 協働推進体制の整備と検証体制の確立	協働推進体制の整備 検証体制の確立	・職員向け協働研修の実施 ・協働推進会議の運営

(1) 協働意識の醸成

町民のみなさんの協働に対する意識が深まるよう、広報活動や啓発活動に努めます。また、年齢や性別を問わず、全ての町民のみなさんの力をこれからのまちづくりに発揮していただけるよう、参加のきっかけとなるようなさまざまな企画の実施に努めます。さらに、地域活動の有力な担い手である現役を退いた世代や、将来的な協働の推進につなげるため若い世代を対象とした取り組みについても検討し実施します。また、町職員が協働について正しく理解し、協働のまちづくりに向けて取り組めるよう、研修を実施します。

基本施策	内 容
意識の啓発	○協働推進計画の周知を通じ、町民のみなさんの協働に対する理解の促進に努めます。
	○年齢や性別にかかわらず、すべての方が地域の中でまちづくりのために意見を出し合い尊重し合えるように啓発します。
	○町民のみなさんの市民活動への参加のきっかけづくりや、団体の活動を広く知ってもらうための事業を実施します。
	○将来の協働の担い手となる若い世代向けの啓発事業を検討し実施します。
職員の意識改革	○現状では所属や所管により差がある職員の協働に関する理解を深めるための研修を実施します。

(2) 自治会の活動支援

地域にふさわしい多様な公共的サービスが提供されるよう、地域活動の主となる自治会活動を支援します。また、地域の絆が発揮される防災・減災分野については、特に力を入れて支援します。

基本施策	内 容
自治会の組織力強化	○地域への関心を高め、住民相互の連帯感を醸成するため、自治会による地域活動の基盤となるコミュニティ活動を支えます。
	○各自治会の情報や抱える課題を共有して解決に導く検討を進めるとともに、住民の自治会への加入促進に努めます。
意識の啓発	○自治会の重要性について、広報紙やホームページなどにより周知を図り、町民のみなさんの意識高揚に努めます。
地域リーダー等の育成	○自治会活動を推進するため、自治会活動等に見識の深い方を講師に招いて地域リーダー育成講座を実施します。
防災・減災力強化の支援	○大災害の発生が懸念される今日、地域に最も期待される防災・減災力の強化のための活動を支援します。

(3) 町民公益活動団体の活動支援

ボランティアや NPO 法人などの町民公益活動団体がその特性を活かし、自主的な取り組みを円滑かつ活発に行えるよう、メンバーの資質向上のための講座の開催やリーダーとなる人材の育成など活動基盤の強化を支援します。また、活動の拡大が図れるよう、活動を広く周知できる機会や情報発信を支援します。

基本施策	内 容
支援講座の開催	○町民公益活動に参加している町民のみなさんや活動団体を対象に、円滑な活動やメンバーの資質向上のための講座を開催します。
情報提供による支援	○町民公益活動の促進を図るため、県や財団の補助金や講座に関する情報について、町民公益活動団体へ情報提供します。
活動の PR 支援	○団体の活動を広く知ってもらうための各種啓発イベントなどの開催を通じ、団体の会員増加につながるよう支援します。 ※啓発イベントの開催は、町民活動サポートセンター稼働

	後（平成 32 年度以降）を予定。
	○団体が開催するイベント情報や会員募集案内などを「広報かいせい」「おしらせ版」や町ホームページに掲載します。

（４） 町民活動サポートセンターの設置・運営

ボランティアや NPO 法人など町民公益活動団体が活発に活動できるように、活動拠点及び活動支援の拠点となる町民活動サポートセンターを町民センター内に設置します。

※開設時期は、平成 32 年（2020 年）10 月を予定。

基本施策	内 容
活動拠点支援	○町民公益活動団体が無料もしくは安価で利用できる活動場所や設備を整え、活発に活動できるようにします。
活動の PR	○ボランティア、NPO 法人などの町民公益活動団体に対する理解と参加機会の拡充を図るため、団体に関する情報発信に努めます。
情報収集支援	○町民公益活動の促進を図るため、県や財団の補助金や講座に関する情報、各町民公益活動団体の取り組みについての情報を掲載する掲示コーナーを設置します。
活動団体間の交流の促進	○町民活動サポートセンター登録団体による活動報告会及び情報交換会を開催し、活動団体間の交流、連携を促進します。
公益的活動の支援	○企業が町や自治会、町民公益活動団体などと連携をとりながら、社会貢献事業に取り組むことができるよう支援します。

(5) 情報共有の推進

まちづくりへの関心と参加意識の醸成を図るため、様々な広報媒体を活用して町制に関する情報を積極的に発信します。また、おしらせ版「みんなの掲示板」コーナーを活用して町民公益活動団体が主体的に情報を受発信したり、町民のみなさんが活動に関する必要な情報を容易に入手したりできるように、さらに充実に努めます。

さらに、町制に対する評価とニーズを的確に把握するための広聴活動の充実に努めます。

基本施策	内 容
広報広聴活動及び情報提供の推進	○町制に関する情報、町民生活や町民公益活動に関する情報を広報紙、町ホームページ等の多様な媒体を利用し、広く提供します。
	○町制に関する情報の積極的な提供により、町制への関心と参加意識の醸成を図ります。
	○町 Facebook やインスタグラムなどの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により、効果的に受発信できるよう充実に努めます。
広聴活動の充実	○町制に対する評価やニーズを的確に把握するため、町民意識調査、まちづくり町民集会を定期的実施します。

(6) 協働の仕組みづくり

各種団体の特性を生かした連携や、協働事業の提案を行政から積極的に行うとともに、町民のみなさんから協働事業の提案が得られるよう、協働事業の実践事例を取りまとめ情報共有を図ります。また、町民のみなさんの各種計画づくりへの参画を積極的に推進することにより、みなさんの意見を幅広く計画に反映する仕組みを構築するとともに、計画の進行管理における町民参画の仕組みを整備します。

基本施策	内 容
協働事業の提案	○各種団体の特性を生かした連携や協働事業の提案を積極的に行います。
	○町民のみなさんから行政との協働事業の提案ができる制度の導入について検討します。
協働事業の実践事例の共有	○協働事業の実践事例をわかりやすく取りまとめ情報共有を図ります。
計画づくりへの参画	○町制運営に関する各種計画づくりへの町民のみなさんの参画を積極的に促進します。
	○パブリックコメントの活用により、幅広く意見を聴取し計画に反映します。
	○計画の進捗状況を把握できるようにし、町民のみなさんの目線で計画の進行管理ができる仕組みを構築します。

(7) 町民と町民の協働の推進

町民のみなさんに協働に対する理解が深まるよう啓発に努めるとともに、情報の積極的な提供や、協働の担い手となる様々な町民間の交流の場を設けます。また、協働しようとしたときにパートナー探しや協働に役立つ情報が容易に取得できる環境を整えます。

基本施策	内 容
情報コーナーの充実	○町民活動サポートセンターに設置する情報コーナーや町ホームページ等で、各町民公益活動団体の活動内容や組織の概要、活動状況等の情報を閲覧できるようにするなど、情報提供の充実に努めます。

	○町民公益活動団体同士が協働により事業を実施できるよう、マッチングができる方法を検討します。
交流、情報交換の場の提供	○町民公益活動団体の活動発表会や啓発イベントなど、さまざまな交流、情報交換の場を設けます。

(8) 協働推進体制の整備と検証体制の確立

職員向けの協働研修の実施、協働について見識の深い町民を中心に構成される協働推進会議の開催など、組織横断的な協働推進体制を整えます。また、協働事業の推進状況を管理、検証するための体制を確立し、協働のまちづくりの確実な推進に努めます。

基本施策	内 容
協働推進体制の整備	○協働事業を円滑に進めるため、職員向けの協働研修を実施し、意識醸成を図ります。
	○協働推進担当課がヒアリングを行い、各協働事業主管課から事業の進捗状況や課題、行政との協働パートナーとなり得る団体の情報等を聞き取ります。
検証体制の確立	○協働事業の推進状況などを検証するため、協働推進会議を開催します。

第3章 進行管理と評価

1 協働推進会議の運営

本計画や、協働によるまちづくりを推進するための町の取り組みについて、評価や検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行うための、学識経験者や各種町民活動団体、公募町民等による「協働推進会議」を運営します。

※協働推進会議では、平成32年（2020年）設置予定の町民活動サポートセンター（仮）についての検討も行います。

2 計画の進行管理

「第五次開成町総合計画」後期基本計画の事業内容とスケジュールを明記した実施計画に基づき、記載された協働に該当する事業について、別に作成する進行管理シートを活用し、具体的な取り組みなどについて、年度ごとに進捗状況を把握し、その結果を公表します。

3 施策、事業の評価と改善

協働により実施している事業について、おおむね年一回、実施する主体同士が相互評価を行い、協働の目的や協働により得られた効果等について、同じ視点から振り返り作業を行います。これにより、各事業が着実にまた継続的に実施されるようPDCAサイクルによる改善を行います。

4 計画の評価

(1) 数値目標による評価

第1章で掲げた目標値により、計画進捗の評価を行います。

開成町協働推進計画数値目標

	基本成果指標	平成30年度 実績値	平成36年度（2023年度） 目標値
1	開成町が「協働のまちづくり」を目指していることを知っている町民の割合	46.5%	<u>50%</u>
2	開成町が「協働のまちづくり」が進んでいるまちだと感じる町民の割合	21.7%	<u>25%</u>
3	地域活動やボランティア活動に参加した経験（参加する意向）がある町民の割合	74.5%	<u>80%</u>
4	町民活動サポートセンター登録 団体数	団体	団体

※1～3の数値は、平成30年5月に実施した町民意識調査を参考にしています。

(2) 施策達成による評価

第2章で挙げた具体的施策項目ごとに、実施計画進行管理シートに記載された事業を関連づけ、達成度を5段階評価します。

(3) 目標達成による評価

第2章で挙げた目標を達成したかどうか、(2) 施策達成による評価を参考に評価します。

- 協働のまちづくりの担い手が増えること。
- 様々な主体同士が相互の信頼関係の下に、協力して地域課題の解決に取り組む「協働」が効果的に行われること。
- 協働に対する理解が深まること。

開成町協働推進会議

役職	氏名
委員長	高島 幸代
副委員長	柄子 明
委員	浅田 京子
委員	露木 喜三男
委員	小田 猛
委員	澁谷 晴雄
事務局	鳥海 均（町民サービス部長）
	小玉 直樹（自治活動応援課長）
	奥原 啓太（自治活動応援課副主幹）
	市川 幸依（自治活動応援課主査）